

第2章 土地利用の方針

土地は本村の産業や住民生活と深く結びついた限りある資源です。私たちが美しく住みよいむらづくりを推進するためには、公共の福祉と自然環境の保全、健康で文化的な生活環境の保持を優先的に、長期的な視点に立って、合理的、計画的な土地利用を推進する必要があります。

本村の将来像の実現を図るために、次のような基本方針のもとに土地利用を推進します。

1 土地利用の基本方針

これからむらづくりにあたって形成すべき望ましい地域構造は、基本的には「豊かな緑に囲まれた中で、コンパクトに都市機能が整備された中心地と、これを起点として全村的にネットワーク化された道路・交通体系を有する生活自立のむら」といえます。

本村はこのような地域構造を形成すべき条件を満たしているとともに、都心から120km圏に位置する立地条件等から、まさに、今後21世紀の将来に向けて大きく翔くことが可能なむらといえます。

この基本的考え方を踏まえ、本村における土地利用の基本目標を

- ①川・山・農地の豊かな自然を大切にし、清流と緑に親しむ空間を確保します。
- ②農林業、商工業、観光の調和のとれた産業基盤を確立します。
- ③うるおいのある住環境・生活空間を確保します。
- ④にぎわいと魅力のある中心地の確保・創出を図ります。
- ⑤貴重な歴史遺産・景観を大切にします。
- ⑥全村的にネットワーク化された道路・交通体系を確立します。
- ⑦地域相互の連携とバランスのとれた土地利用を推進します。

と定めます。

このため、社会経済情勢の変化を踏まえ、各種土地利用計画について地域の動向に即した適切な見直しなどを行い、土地利用の有効活用を推進し、「自然」と「住民生活」と「産業活動」が調和した良好な地域環境の形成を進めます。

2 土地利用の方向

土地利用の基本方針と本村のこれまでの社会的、経済的発展経緯を踏まえ、本村における土地利用区分を5つのゾーンに区分し、これらを結ぶ基幹的道路体系の整備とあわせて各ゾーンごとに次のような土地利用を進めます。

(1)森林ゾーン

村民や来村者と協力しながら、国土保全や水源かん養、野生生物の生息環境、保健休養、うるおいのある景観形成などの公益的な機能を持つ森林ゾーンの保全・整備を図ります。

特に、河岸段丘から高原地帯に続く斜面緑地（河岸段丘グリーンベルト）については、防災・景観・生活環境上、貴重であり、保全を図ります。

(2)農業ゾーン

優良農地の保全、農村景観や集落環境の整備などに努めるとともに、今後、農家の高齢化によって出てくる余剰農地について、農地保有合理化法人を設立して適切な農地利用を図ります。また、優良農地に隣接する国有林の農地への転用を要請します。

(3)集落ゾーン

農用不適地で宅地に適している土地については積極的に宅地に転用し、地区的合意のもとに若者定住団地を整備するとともに、生活道路や身近な公園、下水道の整備、防災対策の推進、計画的な更新など、既存集落とあわせて環境整備に努めます。

(4)工業・新エネルギーゾーン

関屋工業団地への優良企業の誘致を促進するとともに、関越自動車道から見て美しい桜並木など緑豊かなニューファクトリーブルトを促進します。

また、適地に太陽光発電などの新エネルギー産業の誘致を図ります。

(5)赤城高原交流ゾーン

赤城高原のうち、昭和の森ゴルフ場・山荘や道の駅「あぐりーむ昭和」など、いくつかの拠点については、自然・農業環境との調和を図りながら、観光・交流拠点として整備を図ります。

＜土地利用構想図＞

